

サーバ設置についての内規

明海大学浦安キャンパスでは、MUSE-net に設置するサーバに関して以下の規約を定める。

1. サーバ

浦安キャンパス MUSE-net 内に設置されたコンピュータのうち、MUSE-net を介して何らかのアクセスが可能で、そのコンピュータの資源を利用することが可能なように設定されたコンピュータを「サーバ」と呼ぶ。

このサーバは、次の3種類に分類されるものとする。

1. ネットワーク運用専門委員会が設置したサーバ。公式サーバと呼ぶ。
2. もっぱら業務・教育用に部局および学部が設置したサーバ。業務用サーバと呼ぶ。
3. もっぱら専任教員個人が研究・教育用に設置したサーバ。個人サーバと呼ぶ。

2. サーバの管理者

サーバには以下のようにサーバ管理者を1名置かなければならない。

1. 公式サーバは、ネットワーク運用専門委員会において定められた方法により選ばれた者
2. 業務用サーバは、各部局あるいは学部で任命された者
3. 個人サーバは、その端末機器等接続申請を行った者

3. 公開内容に対する責任

サーバにより情報公開を行う場合には、その公開内容に対する責任を以下の者が負う。

1. 公式サーバにあっては、公式サーバ利用申請書記載の利用責任者
2. 業務用サーバ・個人サーバにあっては、そのサーバ管理者

責任者は、公開内容が著作権の侵害や個人情報・非公開情報の流出にあたらぬよう管理する。また、内容が「浦安キャンパス MUSE-net 公開情報管理者申合わせ」に関わる可能性のある場合には、メディアセンター長の判断をおおぐものとする。

4. 外部アクセスサーバ

サーバのうち、MUSE-net 外部からのアクセスが可能なものを「外部アクセスサーバ」と呼ぶ。

5. 外部アクセスの目的および内容

外部アクセスサーバを設置する目的および内容は、教育研究機関としてふさわしいものでなければならぬ。

6. 外部アクセスサーバの設置と運用

1. 設置・運用の申請

外部アクセスサーバの設置・運用に関しては、明海大学浦安キャンパスメディアセンターに所定の形式1で申請し許可を得なければならない。申請資格を有するのは次に掲げる者とする。

1. 専任教職員
2. その他メディアセンター長が適当と認めた者

業務用サーバ、個人サーバにおける外部アクセスサーバ設置申請で、設置申請者とそのサーバの端末機器等接続申請者が異なる場合、設置申請者は端末機器等接続申請者とともにサーバ管理者としての責任を負うものとする。

2. 設置・運用の許可

設置・運用の申請に対して、メディアセンター長はネットワーク運用専門委員会と協議し、そのアクセス方法、透過プロトコル、安全管理能力、MUSE-net の外部との通信能力、通信負荷を鑑みて、その許可、不許可を決定するものとする。ただし、MUSE-net の外部との通信能力、通信負荷、さらに安全上の問題が生じる可能性がある場合、不許可にする場合がある。

3. 設置・運用の変更、制限、停止および廃止

1. 申請書の記載事項に変更がある場合には、速やかに届け出て、その承認を得なければならない。
2. 外部アクセスサーバの運用が MUSE-net の管理運営上問題が生じ、あるいは生じうる場合が想定されるとき、メディアセンター長は、ネットワーク運用専門委員会と協議し、その運用の制限、停止さらには廃止を命じることができるものとする。この場合、運用の制限とは、外部アクセスサーバの機能、透過プロトコル、外部アクセスそのものを制限することを含むものとする。
3. 外部アクセスサーバを廃止するときは、メディアセンターに届けるものとする
4. 外部からのアクセス方法と設置場所外部からの外部アクセスサーバへのアクセスの方法は、以下のどちらかのものとする。
 1. ファイアウォールの非武装地帯(DMZ)に外部アクセスサーバを設置する方法。
この場合、サーバは、原則として2607室の外部アクセスサーバ管理室に設置するものとする。

1 「MUSE-net 外部アクセスサーバ設置申請書」

2. NAT(Network Address Translation)による方法。

この場合、設置場所は、MUSE-net 内で管理上問題の無いところであればよい。

7. 外部アクセスサーバの安全管理と報告義務

1. 外部アクセスサーバの運用にあたっては、不正侵入から学内 LAN 全体の安全を脅かすような運用を行ってはならない。
2. サーバ管理者は不正侵入防止のための安全対策を十分に行わなければならない。
3. サーバ管理者は、その管理している外部アクセスサーバに関して深刻なアタックや侵入があったときは、MUSE-net ネットワーク管理者、システム管理者に報告し、協議して速やかに安全対策に対処するものとする。
4. 個人サーバに関しては、個人サーバに不正侵入を受け、学内 LAN あるいは MUSE-net 外部に被害が及んだ場合には、個人サーバ管理者は、応分の責任と賠償 を求められる場合がある。

8. 設置・運用等の費用の負担

外部アクセスサーバの設置にあたって発生する費用および運用等費用は、その外部アクセスサーバを設置する当該委員会、部局、学部、教員個人が負担しなければならない。費用には公式サーバ設定変更、ファイアウォールの設定変更費用等を含むものとする。ただし、軽微な設定、変更等でネットワーク管理者、システム管理者の通常業務の範囲内で行える場合はこの限りでない。

附則

この内規は平成15年4月1日から施行する。